

01. 01

審査官の資格

審査官の資格は、特許法第 47 条第 2 項の規定に基づく同法施行令第 4 条に規定されている。

特許法

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

2 審査官の資格は、政令で定める。

特許法施行令

(審査官の資格)

第四条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」という。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表（以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十一号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。

- 一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者
- 二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含む。以下「産業行政等の事務」という。）に通算して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

附則（平成二七年一月二三日政令第二六号）

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

01. 02

審査長、審査監理官、審査官及び審査官補の職務等に関する規定

経済産業省組織令（抄）（平成12年6月7日政令第254号）

（審査第一部の所掌事務）

第百三十八条 審査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林畜水産物の採取及び加工、建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品に関する発明の審査（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第百四十二条までにおいて同じ。）並びに実用新案技術評価書の作成に関すること。
- 二 発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務で他部の所掌に属しないものに関すること。
- 三 意匠の審査に関すること。

（審査第二部の所掌事務）

第百三十九条 審査第二部は、機械に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（審査第三部の所掌事務）

第百四十条 審査第三部は、化学に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

（審査第四部の所掌事務）

第百四十一条 審査第四部は、電気及び通信に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

（特許庁の課等の数）

第百四十三条 次の各号に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（略）

2 次の各号に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 審査業務部 四人
- 二 審査第一部 八人
- 三 審査第二部 七人
- 四 審査第三部 七人

五 審査第四部 七人

六 審判部 百二十九人

経済産業省組織規則（抄）（平成13年1月6日経済産業省令第1号）

（審査第一部に置く課等）

第三百十八条 審査第一部に、次の二課及び審査長八人を置く。

調整課

意匠課

（審査長の職務）

第三百二十条の二 審査長のうち五人は、命を受けて、審査第一部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を、他の三人は、命を受けて、意匠の審査に関する事務を分掌する。

（審査長）

第三百二十一条 審査第二部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第二部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

（審査長）

第三百二十二条 審査第三部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第三部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

（審査長）

第三百二十三条 審査第四部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第四部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

（審査官及び審査官補）

第三百二十五条 総務部、審査業務部、審査第一部、審査第二部、審査第三部及び審査第四部に、審査官及び審査官補を置く。

2 審査官は、命を受けて、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

3 審査官補は、命を受けて、審査官を補佐し、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

（審査監理官）

第三百二十七条 審査業務部に審査監理官一人を、審査第一部に審査監理官四人を、審査第二部に審査監理官三人を、審査第三部に審査監理官三人を、審査第四部に審査監理官二人を置く。

2 （略）

- 3 審査第一部、審査第二部、審査第三部又は審査第四部に置かれる審査監理官は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを助ける。

01.03

審査官の秘密保持

1. 国家公務員の守秘義務に関しては、国家公務員法に規定がある。また、特許出願中の発明に関する秘密の保持については、特許法に次の規定があるので、審査官は特に注意する必要がある。
2. 特許権の設定の登録又は出願公開がされた特許出願については、国家公務員法上の秘密にわたらない限り、その特許出願の内容等を公表することは差し支えないが、これ以外の特許出願については、その特許出願の内容はもとより、特許出願の有無、処分の有無についても秘密を守らなければならない。

国家公務員法第100条第1項

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

特許法第200条

特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。